



監 内 第 55 号

令和 5 年 12 月 25 日

伊東市長 小野 達也 様

伊東市監査委員 杉山 雅男

伊東市監査委員 長 沢 正

令和 5 年度第 1 回定期監査等の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき令和 5 年度第 1 回定期監査等を行ったので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

## 第1 監査の基準

この監査は、伊東市監査基準（令和2年伊東市監査委員告示第2号）に基づいて実施した。

## 第2 監査の種類

施設監査

## 第3 監査の期間

令和5年10月11日から令和5年12月22日まで

## 第4 監査の対象

令和5年4月1日から令和5年9月30日までの以下の施設等における財務に関する事務（施設設備等の維持管理事務を含む。）の執行及び経営に係る事業の管理

| 部 名   | 対象施設等     | 書類監査実施日    | 本監査実施日    |
|-------|-----------|------------|-----------|
| 市 民 部 | 荻 出 張 所   | 令和5年10月24日 | 令和5年11月8日 |
| 教 育 部 | 大 池 小 学 校 | 令和5年10月24日 | 令和5年11月9日 |
|       | 池 小 学 校   | 令和5年10月26日 | 令和5年11月9日 |
|       | 北 中 学 校   | 令和5年10月25日 | 令和5年11月8日 |
|       | 伊 東 幼 稚 園 | 令和5年10月24日 | 令和5年11月9日 |
|       | 広 野 保 育 園 | 令和5年10月26日 | 令和5年11月8日 |

## 第5 監査の着眼点

- 1 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 郵券等金券類の管理が適正に行われているか。
- 3 備品の管理は適正に行われているか。
- 4 施設における安全管理は適正に行われているか。
- 5 施設、器具等の管理は適正に行われているか。
- 6 現金の保管・管理は適切に行われているか。
- 7 その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

## 第6 監査の主な実施内容

各施設に出向き、提出資料、諸帳簿等関係書類の内容分析、照合及び関係者からの説明聴取を行い、監査対象とした事務事業が適正に執行されているか否か、また、施設等の管理運営状況について確認を行った。

## 第7 監査の結果

今回監査をした範囲における事務事業は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

簡易な内容等は、監査過程での指摘にとどめるが、今後とも、的確な判断に基づき、事務事業等が適正に執行されるよう望むものである。

監査結果の概要は、次のとおりである。

## 1 全般的な事項

- (1) 年次有給休暇、特別休暇その他の申請及び出勤簿の事由欄について記載誤り、押印が不鮮明なもの、数字を上書き訂正しているものが散見された。平成 30 年 4 月に配布された資料「各種休暇等の申請及び取扱いについて」等に基づいた適切な処理に努められたい。
- (2) 施設の維持管理については、建物、設備、遊具等の経年劣化による不具合が多く、維持管理に多額の費用を要するため、限られた予算の中、職員等の協力により対応するなどの努力をされている。しかしながら、設備等については長年不具合を指摘されていながら対応が進んでいないものも見受けられるため、具体的な実施時期について計画を立て、未対応なものをリスト化し順次対応していくよう努められたい。今後も、園児、児童、生徒の安全を第一に考え、重要性、緊急性等を考慮し、特に消防用設備等人命に関わるものについては迅速に対応できるよう、財源については財政担当課と協議を行いながら、速やかな修繕等の措置を講じられたい。
- (3) 防犯については、登下校（登降園）時の保護者や職員による生徒の見守りを行うとともに、通学路に防犯カメラを設置するなど、防犯対策を講じている。また、不審者情報については、保護者へのメール配信及び掲示板などを活用し、速やかに周知されるような体制づくりに努めている。今後も、各施設に応じた対策を図りながら、地域、警察等とも連携し、園児、児童、生徒の安全、安心を確保されるよう努められたい。

## 2 監査を実施した各施設に関する事項

※ 各施設の経費については、人件費、報酬、報償費、旅費並びに負担金補助及び交付金を除き記載してある。

### 荻 出 張 所

- (1) 施設の概要は、次のとおりである。

ア 開設年月日 平成 18 年 5 月 1 日

イ 延べ床面積 70.1 m<sup>2</sup>

ウ 構 造 鉄筋コンクリート造 3 階建て（伊東市生涯学習センター荻会館）  
の 1 階一部分

エ 竣工年月日 平成 13 年 12 月

- (2) 令和 5 年 9 月 30 日現在の職員数は、2 人（うち会計年度任用職員 1 人）である。

(3) 伊東市役所出張所処務規則（昭和 30 年伊東市規則第 142 号）第 4 条による出張所で処理する事務は、次のとおりである。

- ア 戸籍、住民基本台帳、印鑑、死産、国民健康保険及び国民年金の資格の取得又は喪失に関する届出（申請）の受理及び証明書等の交付に関すること。
- イ 個人番号カード及び通知カードの届出等に関すること。
- ウ 介護保険法被保険者の住所異動届出に関すること。
- エ 税務その他の証明に関すること。
- オ 死体（胎）埋火葬許可及び改葬許可に関すること。
- カ 斎場及び霊柩自動車の使用許可に関すること。
- キ 国民健康保険に係る出産育児一時金及び葬祭費の支給並びに被保険者証の交付に関すること。
- ク 市税、使用料、手数料その他公金の収納に関すること。
- ケ 子ども医療及び児童手当支給の申請の受付に関すること。
- コ 広報その他の文書の取次ぎ及び連絡に関すること。
- サ 他の市町との間の相互事務委託に関する規約に基づき行う住民票の写し等の交付請求の受付及び交付に関すること。
- シ その他市長が特に命じたこと。

(4) 本出張所における取扱業務量は、次のとおりである。

| 取 扱 業 務                         | 件数(件) |
|---------------------------------|-------|
| 戸 籍 関 係 届 出                     | 3     |
| 住 民 基 本 台 帳 関 係 届 出             | 44    |
| 印 鑑 登 録 関 係 処 理                 | 122   |
| 市 税 、 使 用 料 等 収 納 事 務           | 2,358 |
| 戸 籍 、 住 民 票 等 各 種 証 明 関 係       | 1,962 |
| 国 保 関 係 ( 税 収 納 )               | 569   |
| 国 保 関 係 ( そ の 他 )               | 128   |
| 後 期 高 齢 者 医 療 関 係 ( 保 険 料 収 納 ) | 330   |
| 後 期 高 齢 者 医 療 関 係 ( そ の 他 )     | 63    |
| 年 金 関 係                         | 7     |
| 子 ど も 医 療 関 係                   | 4     |
| 介 護 保 険 関 係 ( 保 険 料 収 納 )       | 390   |
| 介 護 保 険 関 係 ( そ の 他 )           | 27    |
| 福 祉 関 係                         | 200   |
| 上 下 水 道 関 係                     | 229   |
| 教 育 関 係                         | 100   |
| 計                               | 6,536 |

(意見)

(5) 備品について

アクリルパネル、事務認証複合機、空気清浄機、ピンナップボード及び耐火金庫の各1点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示（伊東市物品会計規則第22条）の確認を行ったところ、適正に処理されていた。今後も、備品は市の大切な財産であるという認識を持って、適切な管理に努められたい。

(6) 防犯カメラの増設について

茨出張所の職員は所長を含め2人（うち会計年度任用職員1人）であり、多額の現金を取り扱うことから防犯等への安全面が懸念される。防犯カメラは不審者の侵入を早期に察知して対処できるだけでなく、設置していることにより犯罪を防ぐ抑止力も期待でき、危機管理上非常に重要な設備である。撮影範囲の確認などの現況調査を行い、死角が生じている箇所があればカメラの増設を検討するなど、監視体制を充実させ、市民及び職員の安全確保を図られたい。

## 大池小学校

(1) 施設の概要は、次のとおりである。

ア 開設年月日 明治6年11月3日

イ 用地面積 19,547 m<sup>2</sup>

ウ 延べ床面積 5,917 m<sup>2</sup>（うち校舎 5,199 m<sup>2</sup>、体育館 652 m<sup>2</sup>）

エ 校舎（主な部分）

(ア) 構造 鉄筋コンクリート造3階建て

(イ) 竣工年月 昭和59年3月

(2) 令和5年9月30日現在の学級数は12学級、児童数は352人で、職員数は県費負担の教職員26人（うち会計年度任用職員4人）と市職員10人（うち会計年度任用職員9人）である。市会計年度任用職員は、事務員、多人数学級支援講師、特別支援教育支援員、通級指導教室支援員及び学校司書である。

児童数の推移は、次のとおりである。

(単位:人)

| 区 分 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1学年 | 50  | 63  | 53  | 58  | 56  |
| 2学年 | 71  | 50  | 65  | 54  | 58  |
| 3学年 | 72  | 69  | 50  | 65  | 54  |
| 4学年 | 67  | 72  | 70  | 49  | 64  |
| 5学年 | 58  | 66  | 73  | 70  | 50  |
| 6学年 | 84  | 59  | 66  | 72  | 69  |
| 計   | 402 | 379 | 377 | 368 | 351 |

※ 児童数は、各年5月1日現在である。

※ 参考資料「伊東市の教育」

- (3) 本校に係る支出としては、学校管理事業 8,794,417 円（需用費 3,942,151 円、使用料及び賃借料 3,155,807 円、備品購入費 1,053,276 円等）、情報教育推進事業 80,225 円（使用料及び賃借料等）、学校給食センター運営事業 19,076,804 円（需用費 10,239,329 円、委託料 8,426,196 円等）である。修繕料は 1,597,860 円で、主なものは通級指導教室エアコン設置修繕である。

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費は、1,177,052 円である。

- (4) 教育総務課から交付された切手等の受払状況は、次のとおりであり、適正に処理されていると認められた。

| 区 分              | 単位 | 切 手    | はがき | その他   | 計      |
|------------------|----|--------|-----|-------|--------|
| 令和5年<br>4月1日現在   | 枚  | 335    | 0   | 3     | 338    |
|                  | 円  | 9,777  | 0   | 1,110 | 10,887 |
| 受け               | 枚  | 346    | 0   | 3     | 349    |
|                  | 円  | 33,890 | 0   | 1,110 | 35,000 |
| 払い               | 枚  | 126    | 0   | 0     | 126    |
|                  | 円  | 10,528 | 0   | 0     | 10,528 |
| 令和5年<br>10月24日現在 | 枚  | 555    | 0   | 6     | 561    |
|                  | 円  | 33,139 | 0   | 2,220 | 35,359 |

(意見)

- (5) 備品について

片袖机、書類戸棚、ファンヒーター、扇風機及び充電式ボールバリカンの各 1 点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示（伊東市物品会計規則第 22 条）の確認を行ったところ、適正に処理されていた。今後も、備品は市の大切な財産であるという認識を持って、適切な管理に努められたい。

- (6) 安全管理について

ア 施設内の遊具及び体育器具については、委託契約により年 1 回の非破壊安全検査及び年 3 回の定期保守点検を行うことになっている。

- ・非破壊安全検査 令和 5 年 5 月 10 日実施
- ・定期保守点検 令和 5 年 8 月 29 日実施

令和 5 年 8 月 29 日実施の定期保守点検では、28 点の遊具及び体育器具を点検し、16 点に何らかの指摘があった。指摘されたものについては、常に安全に使用できるよう速やかに対処されたい。

イ 消防用設備等保守点検については、委託契約により年 2 回の法定点検を行うことになっている。令和 5 年 8 月 23 日の点検では、自動火災報知設備及び防排煙制御設備において不良の指摘が見られた。専門業者に見積りを依頼し、今年度中に対応するとのことであるが、人命に関わることであり、大きな被害につながる危険が懸念されるため、安全面の観点からも、速やかに対処されたい。

ウ 安全対策及び防犯については、安全マップによる危険箇所の把握や周知、市関係課と連携した通学路点検や「交通安全を語る会（6 年生対象）」の実施、緊急時における教職員による指導など、児童の安全な登下校に配慮されており、不審者情報についての保護者への連絡についても、メール配信による注意喚起並びに情報提供に努めている。また、防犯対策マニュアルを作成し職員間の共通認識を図るほか、防犯訓練や警備会社による防犯教室を実施するなど対策を講じられている。今後も、児童が安心して登下校できるよう、警察等と連携を図り、安全が確保できる環境整備に努められたい。

## 池 小 学 校

(1) 施設の概要は、次のとおりである。

ア 開設年 明治 6 年

イ 用地面積 9,824 m<sup>2</sup>

ウ 延べ床面積 2,807 m<sup>2</sup>（うち校舎 2,077 m<sup>2</sup>、体育館 652 m<sup>2</sup>）

エ 校 舎 （主な部分）

(ア) 構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨造地下 1 階地上 3 階建て

(イ) 竣工年月 昭和 60 年 3 月

(2) 令和 5 年 9 月 30 日現在の学級数は 6 学級、児童数は 77 人で、職員数は県費負担の教職員 16 人（うち会計年度任用職員 2 人）と市職員 4 人（うち会計年度任用職員 3 人）である。市会計年度任用職員は、事務員及び特別支援教育支援員である。

児童数の推移は、次のとおりである。

(単位:人)

| 区 分 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1学年 | 12  | 18  | 9   | 11  | 13  |
| 2学年 | 14  | 12  | 19  | 9   | 9   |
| 3学年 | 12  | 14  | 12  | 18  | 11  |
| 4学年 | 7   | 12  | 15  | 12  | 17  |
| 5学年 | 12  | 7   | 11  | 15  | 11  |
| 6学年 | 6   | 12  | 8   | 12  | 15  |
| 計   | 63  | 75  | 74  | 77  | 76  |

※ 児童数は、各年5月1日現在である。

※ 参考資料「伊東市の教育」

- (3) 本校に係る支出としては、学校管理事業 4,775,431 円（需用費 1,967,348 円、使用料及び賃借料 1,584,377 円、備品購入費 550,266 円等）、情報教育推進事業 94,885 円（使用料及び賃借料等）、学校調理場運営事業 2,751,747 円（委託料 2,542,400 円等）である。修繕料は 515,400 円で、主なものはプールろ過器修繕である。

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費は、238,898 円である。

- (4) 教育総務課から交付された切手等の受払状況は、次のとおりであり、適正に処理されていると認められた。

| 区 分              | 単位 | 切 手    | はがき   | その他    | 計      |
|------------------|----|--------|-------|--------|--------|
| 令和5年<br>4月1日現在   | 枚  | 304    | 39    | 32     | 375    |
|                  | 円  | 21,689 | 1,980 | 14,520 | 38,189 |
| 受 け              | 枚  | 290    | 0     | 0      | 290    |
|                  | 円  | 22,980 | 0     | 0      | 22,980 |
| 払 い              | 枚  | 117    | 0     | 1      | 118    |
|                  | 円  | 9,902  | 0     | 370    | 10,272 |
| 令和5年<br>10月26日現在 | 枚  | 477    | 39    | 31     | 547    |
|                  | 円  | 34,767 | 1,980 | 14,150 | 50,897 |

(意見)

- (5) 備品について

書類整理庫、テプラ、傘立、テレビ及びポータブルワイヤレスアンプの各 1 点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示（伊東市物品会計規則第 22 条）の確認を行ったところ、現物は全て確認できた。しかしながら、使用不能なブラウン管テレビが保管されているため、担当課と協議し、廃棄に向け速やかに対処されたい。今後も、備品は市の大切な財産であるという認識を持って、適切な管理に努められたい。

- (6) 安全管理について

ア 施設内の遊具及び体育器具については、委託契約により年 1 回の非破壊安全検査及び年 3 回の定期保守点検を行うことになっている。

・非破壊安全検査 令和 5 年 5 月 10 日実施

・定期保守点検 令和 5 年 8 月 29 日実施

令和 5 年 8 月 29 日実施の定期保守点検では、19 点の遊具及び体育器具を点検し、7 点に何らかの指摘があった。指摘されたものについては、適切に対処し、常に安全に使用できるよう速やかに対処されたい。

イ 消防用設備等保守点検については、委託契約により年 2 回の法定点検を行うことになっている。令和 5 年 8 月 7 日の点検では、自動火災報知設備において不良の指摘が見られた。専門業者に見積りを依頼し、今年度中に対応するとのことであるが、人命に関わることであり、大きな被害につながる危険が懸念されるため、安全面の観点からも、速やかに対処されたい。

ウ 安全対策及び防犯については、5、6 年生による「交通安全リーダーと語る会」で、地区ごとの通学路の危険箇所について話し合い下級生に伝達するとともに、職員も集団下校に同行し確認することで交通安全の意識を高めている。不審者事案については、職員や児童に口頭で注意喚起後、職員による見守りを実施し、保護者には緊急連絡メールで通知するなど連絡体制も確保されている。不審者侵入に対しても、玄関前に設置した防犯カメラにより職員室にいても人の出入りをチェックできる体制を整え、部外者へ迅速な対応がとれるよう対策が講じられている。今後も地域、保護者、学校が一体となり防犯体制の充実及び児童の安全・安心の確保に努められたい。

## 北 中 学 校

(1) 施設の概要は、次のとおりである。

ア 開設年月日 昭和 30 年 4 月 1 日

イ 用地面積 21,512 m<sup>2</sup>

ウ 延べ床面積 7,058 m<sup>2</sup>（うち校舎 5,603 m<sup>2</sup>、体育館 1,121 m<sup>2</sup>）

エ 校 舎 （主な部分）

(ア) 構 造 鉄筋コンクリート造 4 階建て

(イ) 竣工年月 平成 2 年 2 月

(2) 令和 5 年 9 月 30 日現在の学級数は 5 学級、生徒数は 117 人で、職員数は県費負担の教職員 18 人（うち会計年度任用職員 3 人）及び市職員 4 人（うち会計年度任用職員 3 人）である。市会計年度任用職員は、事務員及び特別支援教育支援員である。

生徒数の推移は、次のとおりである。

(単位:人)

| 区 分 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1学年 | 46  | 47  | 42  | 34  | 39  |
| 2学年 | 53  | 44  | 47  | 43  | 34  |
| 3学年 | 44  | 52  | 45  | 47  | 45  |
| 計   | 143 | 143 | 134 | 124 | 118 |

※ 生徒数は、各年5月1日現在である。

※ 参考資料「伊東市の教育」

- (3) 本校に係る支出としては、学校管理事業 7,032,361 円（需用費 3,889,225 円、使用料及び賃借料 1,522,203 円、備品購入費 850,184 円等）、情報教育推進事業 1,623,202 円（使用料及び賃借料 1,571,840 円等）、学校施設改修等事業 20,980,000 円（工事請負費）、学校給食センター運営事業 6,367,146 円（需用費 3,413,109 円、委託料 2,816,945 円等）である。修繕料は 1,872,734 円で、主なものは校舎生徒玄関及び階段床張替え修繕である。

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費は、658,641 円である。

- (4) 教育総務課から交付された切手等の受払状況は、次のとおりであり、適正に処理されていると認められた。

| 区 分              | 単位 | 切 手     | はがき | その他    | 計       |
|------------------|----|---------|-----|--------|---------|
| 令和5年<br>4月1日現在   | 枚  | 1,706   | 0   | 51     | 1,757   |
|                  | 円  | 155,661 | 0   | 23,820 | 179,481 |
| 受け               | 枚  | 250     | 0   | 20     | 270     |
|                  | 円  | 16,400  | 0   | 7,400  | 23,800  |
| 払い               | 枚  | 104     | 0   | 12     | 116     |
|                  | 円  | 9,432   | 0   | 4,590  | 14,022  |
| 令和5年<br>10月25日現在 | 枚  | 1,852   | 0   | 59     | 1,911   |
|                  | 円  | 162,629 | 0   | 26,630 | 189,259 |

(意見)

- (5) 備品について

ついで、CPU ボックス、体重計、掃除機及び柔道畳寄せ枠コーナーの各 1 点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示（伊東市物品会計規則第 22 条）の確認を行ったところ、廃棄済みで返納処理がされていないものが 1 点見受けられたため、速やかに対処されたい。今後も、備品は市の大切な財産であるという認識を持って、適切な管理に努められたい。

- (6) 安全管理について

ア 施設内の体育器具等については、委託契約により年 1 回の非破壊安全検査及び年 3 回の定期保守点検を行うことになっている。

- ・非破壊安全検査 令和 5 年 5 月 9 日実施
- ・定期保守点検 令和 5 年 8 月 28 日実施

令和 5 年 8 月 28 日実施の定期保守点検では、14 点の体育器具等を点検し、8 点に何らかの指摘があり、そのうち 2 件は使用禁止の判定を受けている。指摘されたものについては、適切に対処し、常に安全に使用できるよう速やかに対処されたい。

イ 消防用設備等保守点検については、委託契約により年 2 回の法定点検を行うことになっている。令和 5 年 7 月 24 日の点検では、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報器具及び設備、誘導灯及び誘導標識、連結送水管並びに防火戸・防火ダンパー等連動設備において不良の指摘が見られた。専門業者に見積りを依頼し、今年度中に対応するとのことであるが、人命に関わることであり、大きな被害につながる危険が懸念されるため、安全面の観点からも、速やかに対処されたい。

ウ 安全対策及び防犯については、防犯カメラを設置し、戸締りの徹底を図るなど不審者の侵入防止対策が講じられている。登下校の際、人通りが少なく暗い道が多いことから、PTA と区が連携し、通学路にも防犯カメラを設置し、PTA や職員による定期的な見守りや交通安全指導の実施など、防犯、安全対策に取り組んでいる。また、不審者情報の保護者への連絡については、緊急連絡システムによる注意喚起及び情報提供に努めている。今後も、地域と連携した安全対策を図り、防犯体制の充実及び生徒の安全確保に努められたい。

## 伊 東 幼 稚 園

(1) 施設の概要は、次のとおりである。

ア 開設年月日 大正 15 年 4 月 21 日

イ 用地面積 1,547 m<sup>2</sup>

ウ 延べ床面積 594 m<sup>2</sup> (園舎)

エ 構 造 鉄筋コンクリート造 3 階建て (伊東市生涯学習センターひぐらし会館) の 1 階一部分

オ 竣工年月日 平成 7 年 1 月 9 日

(2) 令和 5 年 9 月 30 日現在のクラス数は 2 クラス、園児数は 23 人 (定員 88 人) で、職員数は 10 人 (うち会計年度任用職員 3 人) である。会計年度任用職員は、預かり保育講師、保育補助員である。

園児数の推移は、次のとおりである。

(単位:人)

| 区 分 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 3歳児 | 14  | 19  | 14  | 6   | 5   |
| 4歳児 | 30  | 17  | 15  | 14  | 6   |
| 5歳児 | 20  | 32  | 16  | 16  | 13  |
| 計   | 64  | 68  | 45  | 36  | 24  |

※ 園児数は、各年5月1日現在である。

※ 参考資料「伊東市の教育」

- (3) 本園に係る支出としては、市立幼稚園管理事業 348,830 円（需用費 146,918 円、役務費 87,458 円等）、市立幼稚園一時預かり事業 304,725 円（需用費 242,725 円等）、生活環境向上対策事業 374,000 円（需用費）である。修繕料は 374,000 円で、主なものは園庭時計取替修繕である。
- (4) 幼児教育課から交付された切手及びはがきの受払状況は、次のとおりであり、適正に処理されていると認められた。

| 区 分              | 単位 | 切 手   | はがき | 計     |
|------------------|----|-------|-----|-------|
| 令和5年<br>4月1日現在   | 枚  | 64    | 15  | 79    |
|                  | 円  | 2,920 | 860 | 3,780 |
| 受け               | 枚  | 80    | 0   | 80    |
|                  | 円  | 2,860 | 0   | 2,860 |
| 払い               | 枚  | 6     | 0   | 6     |
|                  | 円  | 348   | 0   | 348   |
| 令和5年<br>10月24日現在 | 枚  | 138   | 15  | 153   |
|                  | 円  | 5,432 | 860 | 6,292 |

(意見)

- (5) 備品について

折りたたみ式会議用テーブル、上履き整理ボックス、コンパクトデジタルカメラ、プレイキッチンテーブル及びクイックシェードの各 1 点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示（伊東市物品会計規則第 22 条）の確認を行ったところ、適正に処理されていた。今後も、備品は市の大切な財産であるという認識を持って、適切な管理に努められたい。

- (6) 安全管理について

ア 施設内の遊具については、委託契約により年 1 回の非破壊安全検査及び年 5 回の定期保守点検を行うことになっている。

- ・非破壊安全検査 令和 5 年 4 月 18 日実施
- ・定期保守点検 令和 5 年 6 月 20 日実施

令和 5 年 6 月 20 日実施の定期保守点検では、7 点の遊具を点検し、3 点に何らかの指摘があった。要修繕箇所 1 点については、既に修繕が完了するなど、園児の安全確保のために迅速な対応がなされている。今後も、指摘されたものについ

ては、常に安全に使用できるように、適切に対処されたい。

イ 安全対策及び防犯対策については、門扉の閉門、職員玄関の施錠、防犯カメラの設置など不審者の侵入防止を図るとともに、年齢にあった防犯訓練を行うことで、身を守る方法をわかりやすく指導している。不審者情報の保護者への連絡については、メール配信や掲示板による注意喚起及び情報提供に努めている。また、登降園時は自動車での送迎が多く、歩道の歩き方がわからない園児もいることから、交通指導員による歩行訓練を行うなど、交通安全対策が図られてる。今後も、警察や地域等と連携し、園児の安全確保に努められたい。

## 広野保育園

(1) 施設の概要は、次のとおりである。

ア 開設年月日 昭和47年6月1日

イ 用地面積 1,840.25 m<sup>2</sup>

ウ 延べ床面積 578.80 m<sup>2</sup>

エ 構造 鉄筋コンクリート造一部2階建て

オ 竣工年月 昭和47年6月

(2) 令和5年9月30日現在のクラス数は5クラス、在籍園児数は69人（保育定員60人）で、職員数は20人（うち会計年度任用職員8人）である。会計年度任用職員は、保育士、調理員、用務員である。

園児数の推移は、次のとおりである。

(単位:人)

| 区分  | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 0歳児 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 1歳児 | 7   | 6   | 5   | 7   | 7   |
| 2歳児 | 10  | 11  | 11  | 10  | 10  |
| 3歳児 | 13  | 16  | 17  | 15  | 16  |
| 4歳児 | 18  | 12  | 17  | 18  | 18  |
| 5歳児 | 17  | 18  | 13  | 18  | 18  |
| 計   | 65  | 63  | 63  | 68  | 69  |

※ 児童数は、各年5月1日現在である。

※ 参考資料「伊東市の教育」

(3) 本園に係る支出としては、市立保育園管理運営事業 7,215,945 円（需用費 3,662,909 円、備品購入費 2,896,677 円等）、生活環境向上対策事業 33,000 円（役務費）である。修繕料は 120,560 円で、主なものは防犯カメラモニター不良修繕である。

(意見)

(4) 備品について

教材整理戸棚、扇風機、掃除機、すのこ及び舞台幕スタンドの各 1 点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示（伊東市物品会計規則第 22 条）の確認を行ったところ、標示シールが貼付されていないものが 1 点見受けられたため、速やかに対処されたい。今後も、備品は市の大切な財産であるという認識を持って、適切な管理に努められたい。

(5) 安全管理について

ア 施設内の遊具については、委託契約により年 1 回の非破壊安全検査及び年 2 回の定期保守点検を行うことになっている。

・非破壊安全検査 令和 5 年 6 月 20 日実施

令和 5 年 6 月 20 日実施の非破壊安全検査では、8 点の遊具を点検し、3 点に何らかの指摘があった。今後も、指摘されたものについては、常に安全に使用できるよう、適切に対処されたい。

イ 安全対策及び防犯対策については、職員玄関・各クラスの入口の施錠及び防犯ブザー等を設置し、職員による防犯カメラの確認を常時行っている。また、警察署による防犯教室を行うことで、身を守る方法を指導している。不審者情報の保護者への連絡については、メール配信、掲示による注意喚起及び情報提供に努めている。一方で、施設の設備について、防犯面に不安な要素が見受けられることから安全対策を検討されたい。今後も、警察等と連携し、防犯体制の充実及び園児の安全確保に努められたい。

以 上